

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和8年2月25日（水曜日）

予算・決算委員会

日時 令和 8 年 2 月 25 日（水曜日） 午後 1 時 00 分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第 2 3 号議案	「質疑・討論・採決」
第 2 4 号議案	「質疑・討論・採決」
第 2 5 号議案	「質疑・討論・採決」
第 2 6 号議案	「質疑・討論・採決」
第 2 7 号議案	「質疑・討論・採決」
第 2 8 号議案	「質疑・討論・採決」
第 2 9 号議案	「質疑・討論・採決」
第 3 0 号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 長田共永	副委員長 鈴木達雄				
委 員 加藤稜唯	花嶋志保	古瀬 剛	白頭聖志	今泉吉孝	
	小林秀徳	竹下修平	鈴木長良	浅尾洋平	柴田賢治郎
	山田辰也	村田康助	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘
議 長 佐宗龍俊					

欠席委員（なし）

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 阿部和弘 議事調査課長 松井哲也 書記 山本弘美 書記 松井康浩

開 会 午後1時00分

○長田共永委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、本日の本会議において本委員会に付託されました第23号議案 令和7年度新城市一般会計補正予算（第9号）から第30号議案 令和7年度新城市水道事業会計補正予算（第1号）までの8議案を審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨に沿って、一問一答により簡潔明瞭にお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いいたします。

第23号議案 令和7年度新城市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

初めに、歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳入16款2項1目総務費国庫補助金、地域公共交通確保維持改善事業補助金、17ページです。

補助金減の事由と代替措置を伺います。

○長田共永委員長 本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長 国庫補助金の減の事由と代替措置はということで、お答えをさせていただきます。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に合わせまして、国土交通省では、真に公的負担による確保・維持が必要なバス路線に対しまして、効果的、効率的な支援を実施するという事で、地域公共交通計画の作成とその計画に補助路線の位置づけを明確化することを補助要件とすることといたしました。

これが計画制度と補助制度の連動化という

ものでございますけれども、これによりまして、法定協議会において協議手続を行う地域公共交通計画と同じように、補助金につきましても、この令和7年度からは法定協議会に対して行うこととなりましたので、国庫補助金に計上しておりました地域公共交通確保維持改善事業費補助金1,254万6千円を減額いたしまして、その代替措置として法定協議会に交付される当該補助金を地域公共交通確保維持改善事業費収入とするために、諸収入に予算組替えを行うというものでございます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、令和7年度の途中で法改正があったということか、令和7年度の当初予算では今までどおりの形でこういった予算計上してたけど、年度内にそういった改正があつて、国の指示というか内示でそういう手続が行われたということで、来年以降は、先の収入のほうの、言ってはいけなけれど、そっちへ、諸収入のほうで同じようにやられていくということで理解してよろしいですか。

○長田共永委員長 本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長 法改正は以前にされておったんですけれども、その補助金の要綱が今年度11月にその数字が出ましたので、この段階で行うというものでございます。

以降は諸収入という形の当初のほうになってくると思います。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次の同じく16款2項1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、17ページでお伺いします。

交付金活用事業と交付金との差額についてお伺いします。

○長田共永委員長 榎田企画調整課長。

○榎田晃明企画調整課長 交付金活用事業と交付金の差額につきましては、物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金は、今回、国の令和7年度予備費分と令和7年度補正予算分の交付金を計上しております。

令和7年度予備費分の交付限度額は2,205万8千円です。交付金活用事業は、既に実施した事業と、今回の3月補正予算として計上しました保育所等給食費軽減対策支援事業に13万5千円、粗飼料価格高騰対策支援事業に1,820万1千円、合わせて2,183万6千円を予定しており、交付限度額との差額は22万2千円となっております。

国の令和7年度補正予算分の交付限度額は5億1,380万円です。

交付金活用事業は、3月補正予算として計上しました食料品等高騰対策支援事業へ3億2,132万円を予定しており、交付限度額との差額は1億9,248万円です。この交付金の残額分は、令和8年度当初予算に計上しました水道料金の基本料金を減免するための水道事業会計出資金及び市内小中学生の学校給食費の負担軽減のための事業に全額充当する予定です。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 事業について分かりました。差額と言いますか、12月定例会の一般質問のときに、この金額、正確には覚えてないですけど5億数千万円あるというような話だったもんですから、計上の数字と合わなかったということで確認したんですけども。

交付金自体としては、令和7年度にもう全て交付されておるのか。今、令和8年度当初予算に計上した分というのは、令和8年度になってから交付されるのか、その辺の交付は一括なのか、分割なのかだけ確認します。

○長田共永委員長 榎田企画調整課長。

○榎田晃明企画調整課長 交付金は、交付したものを請求する形になっておりますので、これから交付を受けるという形になっております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 これからという、予算が補正で通って、それから請求。それから、当初予算も予算可決してからその残りの分を請求するという形で、事業が確定し、やることが決まって、金額決まってから請求して、それが交付されるという形でよろしいですね。

○長田共永委員長 榎田企画調整課長。

○榎田晃明企画調整課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

次に、歳入22款諸収入の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 22款4項2目雑入、地域公共交通確保維持改善事業費収入、21ページですけども、収入の内容と経緯はということですけども、先ほどの16款と同じ答弁になってしまうのか分かりませんが、経緯については分かりました。収入の内容についても分かりましたのであれですけども、今後はこういうふうになっていくということは分かりました。

ただ、先ほどの答弁の中で、法改正は令和7年以前にあったのかもしれないけど、要綱が11月というちょっとその辺のタイムラグがよく理解できなかったんですけど、そういったケースというのは今回がレアケースなのか、今後ともそういうこともあり得るのか。なぜそこまで要綱の定めが遅くなったのか、その辺については何か把握されてるのでしょうか。

○長田共永委員長 滝川委員、1問目の答弁は要らんですかね。

○滝川健司委員 さっき聞いたじゃん。同じ

答弁だって。

○長田共永委員長 多分それ違うと思うんですが、対象は。

滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、1問目から。今、2問目行ってしまったけどお願いします。

○長田共永委員長 本田公共交通対策課長。

○本田貴久公共交通対策課長 地域公共交通確保維持改善事業費収入の内容ですけれども、国庫補助金に計上しておりました地域公共交通確保維持改善事業費補助金1,254万6千円と、当該補助金の変更によりまして増額となりました。これが735万円ありますので、合わせて1,989万6千円ということになります。

この補助金が増額となったことにつきましては、国の令和7年度補正予算成立に伴いまして、これが令和7年12月25日付でありますけれども、令和7年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める補助対象系統が存する市区町村ごとの国庫補助金上限額の算定方法が改定されたことによるものでございまして、新城市の場合は、利便増進実施計画の認定を受けておりますので、当初は対象人口に240円を乗じた額に、定額の400万円を加えた1,250万6千円であったところ、算定式が市区町村ごとの地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の2分の1と変更がされましたので、補助金の額が1,989万6千円に増額変更をして計上させていただいたものになります。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳入22款諸収入の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 2款2項2目賦課徴収費、賦課管理事業、徴収管理事業で、25ページですけれども、システム改修見送りの要因を伺います。

○長田共永委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 令和7年度に予定していましたシステム改修としまして、今回のシステム改修と全国的に行われる自治体システム標準化のためのシステム改修がありました。

自治体システム標準化のシステム改修が優先的に行われたため、今回のシステム改修が日程的に困難になった状況になったためでございます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 標準化に合わせてということですけども、当初の改修の時点ではその把握ができてなかったのか、その通知が遅かったのか、それとも途中で認知して、標準化したほうがいいということで、取りやめて見送ったのか、その辺のケース、どういうパターンだったのかお伺いします。

○長田共永委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 システムを改修する事業者との打合せによりまして、新城市の今回の標準化システム改修が12月1日と、そちらの事業者のスケジュールが決まっておりまして、今回減額するシステム改修がその標準化の後にもし行うとするとそのタイミングであるということで、打合せ等を行って、その12月が決まった段階では、まだこちらのシステム改修もできるものと考えておったんですけれども、その12月1日のシステム改修が行われて、その後のその標準化システムの稼働具合も含めた形で、事業者から、今回減額するシステム改修のほうに厳しいというお話がありました。

そういった形で今回減額をさせていただくものでございます。

○長田共永委員長 滝川健司委員

○滝川健司委員 そうすると、一部は改修したけど、さらにやらなくてはいけない分を減額して先送りしたということですか。何か今の説明ってよく分からなかったけど。

○長田共永委員長 白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 今回減額するものについては、標準化が終わった後にもし行くとするとそのタイミングであるということで、今回は、当初は予定をしておったんですけども全くそのシステム改修ができないまま減額をさせていただいたというものでございます。

○長田共永委員長 多分、減額した分のシステム改修を今後やられるかどうかということをお聞きされとると思うんですが、委員は。そうですね、簡単に言うと。

白井債権管理室長。

○白井薫債権管理室長 令和8年度予算に計上しておりますので、令和8年度中に今回減額したものににつきましてはシステム改修を進めていきたいと考えております。

○長田共永委員長 滝川健司委員

○滝川健司委員 2款4項3目新城市長選挙・新城市議会議員一般選挙費、新城市長選挙・新城市議会議員一般選挙執行事業、27ページですけれども、大幅な減額の要因をお伺いします。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 減額の主な要因といたしましては、市長選挙、それから市議会議員選挙それぞれの立候補者数が少なかったことに加えまして、経費節減のために立候補届出書類、それから、選挙公報の手引きをはじめとします冊子類をできる限り自庁処理としたこと。それから、時間外勤務を極力減らすということで、職員の体調管理に努めたこと。それから、入札によりまして残額が発生していること。それから、選挙公営費が少なく済んだことによるものです。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 減額金額が当初予算の半分ぐらいで済んでしまってるんですね。今言われたことって、確かに候補者が少ないというのは当初からそんな大勢出るような見込みはなかったと思うし、出た場合に備えて予算取ったことと思いますけども、現実的にそんなのは想像できたといえはいけませんけど、そういう状況で、そこまで予算見る必要はなかったのか、これは候補者の数だけの部分ですよ。

それ以外に、今言われたことというのは、もうあらかじめやれば減らせる部分だったので、あまりにも7,000万円が3,000万円ぐらいで済んでしまうというのは、当初予算が甘かったのか、見積りの仕方、計上の仕方があまりにも不正確だったのかと思うんですけど、その点についての反省点はありますか。

○長田共永委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 委員御指摘いただいた点はあろうかと思えます。認識はしております。

ただ、選挙となりますと、皆さんお分かりかと思えますけど、告示日等からすごく過密なスケジュールでやらなくてはいけないというところがございますので、そういった場合に、予算的に穴が空くといいますか、どこから流用を持ってこなくてはいけないというそういったような余分な事務をする時間が正直ございません。

そういったところも含めて、予算は確実に運営ができる予算規模ということで、今、御指摘のようなことあるかも分かりませんが、まずは選挙を確実にしっかりやる。そういった点で予算組みをしておるということで理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、歳出の3款4項
1目生活保護総務費、生活保護一般事務経費、
31ページになります。

1点目は、生活保護基準引下げ処分取消等の
請求訴訟の最高裁判決を受けまして、今後
必要となる扶助費の追加支給とのことであり
ますが内容を伺います。

2点目は、対象者数と周知方法について伺
います。

○長田共永委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 1点目でございますが、
今回の補正予算は、生活保護基準額を引き下
げられた世帯に追加支給するための生活保護
システムの改修費になります。

追加給付の内容についてですが、対象は平
成25年8月から令和8年3月31日の期間に生
活保護を受給されていた、または現在受給さ
れている世帯になります。ただし、平成30年
10月以降の期間は、入院患者日用品費、障
がい者加算、期末一時扶助費等が算定された世
帯に限ります。

2点目、対象者数と周知方法になります。
該当する世帯数を114世帯、151人と見込んで
おります。広報紙などを通じて広く周知を図
るとともに、生活保護を受給中の該当世帯に
ついては、個別に周知を行います。また、国
では、専用のホームページやコールセンター
を設置し、主に生活保護廃止世帯に向けた周
知、広報を行う予定であると聞いております。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。こちらは、
デフレ調整に関わる内容で、以前、国が引下

げをかなりしてしまった過誤があった、欠落
があったという最高裁の判断で、こういった
遡っての支給対象という形になったかと思
います。

この内容になりますと、かなり10年以上の
前になりますので、そうした対象となる方の
記録がないというケースというのは多々出る
んではないかなと思います。今回、新城市内
では、151人と見込んでいるということもあ
りますが、そうした記録がないケースという
ふうな対象者についてはどういった対応を考
えてるのか伺います。

○長田共永委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 詳細はまだ国から示さ
れてないという状況ではありますが、記録が
ない場合であっても、簡易に算出できるよう
なツールを国から示される予定でおります。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員の質疑が終
わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 4款1項9目環境衛生費、
温暖化対策推進事業、33ページです。

委託料減の要因をお伺いします。

○長田共永委員長 井上環境政策課長。

○井上尚子環境政策課長 委託料減の要因に
つきましては、第2次環境基本計画等改定業
務委託料の事業費確定に伴う入札差金の減額
を行うものであります。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 単純に入札差金というこ
とですけど、当初予算というか、設計予算は入
札との金額との差だと思うんですけど、もと

もとの予算はどれだけだったのでしょうか。

○長田共永委員長 井上環境政策課長。

○井上尚子環境政策課長 予算は1,423万4千円で計上させていただいておりました。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 入札で安くなったものでいいことですが、予算の半分で済んだということは、当初予算の見積りの設定が適正だったのかどうか、その辺の判断はどういうふうにされてるのでしょうか。

○長田共永委員長 井上環境政策課長。

○井上尚子環境政策課長 こちらの見積りを精査してみたところ、いろいろな単価を使っております、国土交通省が示しております設計業務等技術者単価というようなものを使って、人件費ですとか業務単価を出しております。そのほかの経費のところ、入札される業者の方と差がついたと考えております。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 6款1項3目農業振興費、粗飼料価格高騰対策支援事業、35ページです。

支援基準と対象飼育農家数、対象頭数等をお伺いします。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 支援基準と対象農家、対象頭数につきましては、令和7年4月以降となりますが、対象期間内に輸入乾牧草を購入した市内の牛及びヤギの飼養農家のうち、畜産に係る売上が50万円以上の農家を対象としております。

対象の飼養農家は牛で32戸、ヤギで1戸、

合計で33農家となります。

対象頭数は、乳牛327頭、肉用牛のうち繁殖牛が778頭、肥育牛が1,659頭、ヤギが34頭、合計で2,798頭となります。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 この支援事業については、以前も同じようにやっぱり粗飼料等で支援した事業が、何年か前、年度忘れたけどありましたけども、そのときにお聞きしましたけれども、こういった、今、輸入飼料で影響を受けてる、影響が大きいということでこの業種を選んだということだと思うんですが、それ以外にもやっぱり影響受けてる農家、いろいろ生産者大勢いるわけですが、なぜこの牛とヤギに絞ったのか。それ以外のやっぱり農家等でも肥料価格上がったりとかいろいろありますし、それぞれ別の補助金があったりしてます。イチゴ農家でとか、ハウスのボイラーの重油だとかそういうのも支援があったときもありますし、いろんな形であるんですけど、今回は牛とヤギに絞ったというその辺の経緯は何か、以前よりも値上がり幅が大きくて影響を受けたのかとか、その辺の判断基準はいかがでしょうか。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 畜産業が、市でいうと基幹産業であるということがありますが、その中で、飼料価格につきましてはピーク時と比べますと若干落ち着いてはきてるところがありますが、引き続き数年にわたりましてやっぱり影響が大きいということで、畜産業へという形の事業としております。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 影響を受けてるということで理解しました。

それで、牛もかなり頭数を打ったようですが、鳳来牛とそれと搾乳、乳用牛とあると思うんですけど、その辺の比率はどうでしょう。鳳来牛の頭数と、その辺は分かりますでしょうか。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 先ほどの頭数の中で、ヤギが34頭を含めまして全体2,798頭で、そのうちの鳳来牛、肉用牛が繁殖部分で778頭、肥育牛で1,659頭で、乳のところについては327頭になります。比率は分かりません。

○長田共永委員長 続いてお願いします。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 次、行きます。

6款1項3目農業振興費、食料品等高騰対策支援事業、35ページですけど、事業の詳細をお伺いします。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 事業の詳細につきまして、市民1人当たり7千円分の二次元コードがついた商品券を各世帯ごとに送付を予定しています。

利用できる店舗は、市内の登録加盟店舗となりますが、受け取った商品券はスマートフォンアプリ、スマートフォンのサクラペイアプリにチャージして利用するか、スマートフォンやアプリを利用していない方は、そのまま商品券の二次元コードを店舗側が読み取ることによって利用できるように考えております。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 資料を見てるんですけど、基本的にスマートフォンがないとできないということですね。違った、すみません。紙の券も配られるのか、すみません、今、ぼやっと聞き逃しました。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 商品券に二次元コードが付いておりますので、それをアプリに取り込める方は取り込んで使える。もう1個、スマートフォンや何かを使われてない方については、その二次元コードを提示することで業者側が読み取るという形になってます。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

人数が4万1,700人、これは住民登録のあ

る市民ということで、赤ちゃんからお年寄りまで全てということによろしいですね。

そういったものができない小さい幼児の部分も、子どもにいくんだけど実際は親が使うという形で理解してよろしいですか。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 御指摘のとおりと思っております。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 歳出の6款1項3目農業振興費、粗飼料価格高騰対策支援事業。

(1)の農家の現状と、それから(2)で一農家当たりの上限額は決められているか。

お願いします。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 2点ありましたので、農家の現状からお答えさせていただきます。

粗飼料の価格は依然として高どまっております。そのため、経費の増加により経営を圧迫している状況となっております。

また、収入につきましては特に枝肉の販売価格が安いままとなっておりますため、経営の圧迫に拍車をかけているような状況となっております。

2点目の上限額ですが、1頭当たりの単価を基に頭数ごと算出するため、一農家当たりの上限額は定めておりません。

以上です。

○長田共永委員長 白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 先ほども言いましたが、農家戸数を教えていただけるとありがたいです。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 全農家で、牛が32戸、ヤギが1農家です。

○長田共永委員長 白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 上限はないということです。今、予算1,800万円出てるんですが、全部使い切れるというか、使い切るようにやるとい

うことですか。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 基本的には、その頭数ごとに掛け算して出しますので、申請していただいて、申請あった頭数分を基本的には全額予算使い切るつもりでおりますけど、若干の減とかあるかもしれません。

○長田共永委員長 白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 全額使い切れるのがいいと思いますんで、今、農家、本当に大変なんで、その辺のところはしっかり見ていただきたいと思います。

続きまして、6款1項3目農業振興費、食料品等高騰対策支援事業。

1番は、商品券はどんなものが使用できるか。

2点目が、市外でも使用できるのかお聞きします。

○長田共永委員長 松山農業課長。

○松山元晃農業課長 商品券の使用については、お米をはじめとしまして食料品や日用品などにも使用することが可能です。

ただし、税金や公共料金の支払いなど一般的な商品券が使用できないとされるものについては使用ができません。

それから、2点目です。市内の店舗のうち、取扱いを希望した店舗、登録いただいた店舗になりますが、そちらでのみ可能となりまして、市外での使用はできないことになっております。

以上です。

○長田共永委員長 白頭聖志委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 7款1項3目観光振興費、市観光協会支援事業、39ページですけども、補助金減の要因をお伺いします。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 令和7年度当初予算は、令和4年度、令和5年度の補助金実績額を参考としました2,400万円超に、以前の観光協会から赤字経営の改善要望がありましたことで、臨時的経費を加えた、580万円ぐらいですね、の合計3,008万円ほど補助金の予算化をしております。

本年度、新体制となりました観光協会から提出を受けた補助金交付申請書では、事務局長が市から出向したことなどによる人件費の見直しや、コンサル業務委託の発注など改めて全ての補助対象経費の見直しがなされておりました。

その結果、今年度の補助金申請における交付決定額に対し、予算額の執行残金が生じる見込みとなった上、今後の増額を伴う計画変更も見込みがないことから、不要となる当初予算を減額することとなりました。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 経緯は分かりました。

観光協会が引っ越す、引っ越さないでのごたごたした時点でいろいろお金が、赤字、足りなくなった分というか、誰が負担したのか分からないような分がいろいろあったんですけど、それらを含めて赤字的な部分で補填ということで上がってきたけど、精査したら別に要らなくなったという、結局それでは、あのときのごたごたで、どこから金が出たか分からない引っ越しの費用だとかその辺はどこ行ってしまったのかななんて思いながら今聞いておったんですけど。

その辺のことが、引っ越しに伴ういろいろごたごたもあった経緯も含めた累積的なそういった欠損というのは処理できてあったおかげで、今回、補助金を精査した減額で対応で

きることになったのか、その辺の経緯をもう少し、過去も含めてお願いします。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 観光協会の予算につきましては、観光協会に市が委託しておる部分の事務であつたりとか、そういったいわゆる人件費であつたりとか、そういった経費を補助金として支払っておるもので、その補助金の申請が、今回例年どおりぐらいであつたことにより減額をしたものであります。

それで、今年度の当初予算を算定するに当たって、昨年度570万円ぐらい追加でいただきたいということであつたので、当初予算でその額を計上したわけですが、実際はそれが要らなかったということでございます。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、580万円、当初は事務局長、自主的に採用しようとしてたけど、市からの出向ということでその分が要らなくなったと、単純にそれだけのことでしょね。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 内容としては、先ほど申し上げた574万円追加で欲しいという内容については、人件費云々ではなくて観光協会が継続的にこのぐらい足りないから事業ができないといった要望がございまして、今年度については新しい体制で観光協会が動いていく中で必要だということでしたので、当初で見込んでおつたものです。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうしますと、当初はこれだけ要る、これぐらい欲しいという要望が要らなくなったのは何ですか。何か事業を辞めたのか、あるいは経費節減したとか何かいろいろ手があつたと思うんですけど、観光協会自体がその当初見込んだ、それだけ580万円ぐらい必要としたにもかかわらず、やってみたら要らなかったというのは、その辺の経

緯がちょっと今、不明なんですけど。

やり方を変えたとか、人を雇うのを減らしたとか、事業を見直したとかいろんなパターンがあると思うんですけど、その辺がどういう要因で、当初必要といった分が要らなくなって減額になったのか、再度お願いします。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 個別の事業につきましては予定どおり、例年どおりのものについては行っております。

それ以外について、人の管理の部分、残業代であつたりとかそういったいわゆる人件費の部分が多くを占めておりますが、それ以外にも細かな内部的な部分を精査した結果、必要がなかったと思っております。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 しつこいと言われるかもしれないけど、人件費は分かりますわ。だけど、内部的なというのが、何かもやつとした部分って何ですか、それ。最初要ると思った内部的なものが、やってみたら内部的には要らなくなったという、その内部的なものというのは何だったんですか。それを認めたということは、内容を把握して必要だと思ったから認めてたわけでしょ。だけど、実際に要らなくなったって何だったんですか。

○長田共永委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 主には、やはり人件費が一番大きな割合を占めておりますが、その他、業務委託料も大分削減できておる、これは多分、委託をする先であつたりとか、そういった部分を精査されたのかなと思っております。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時40分

再 開 午後 1 時41分

○長田共永委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、歳出 8 款土木費の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 8 款 1 項 1 目土木総務費、代替地管理事業の39ページですけど、補助基準と補助の事業内容をお伺いします。

○長田共永委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 それでは、補助基準と補助の事業内容について説明させていただきます。

補助基準につきましては、新城市土地開発公社補助金交付要綱及び新城市と新城市土地開発公社で策定しました新城市土地開発公社経営健全化計画に基づく補助金となります。

補助事業の内容としましては、公社が保有する町並保有地の一部を緊急自然災害対策事業、準用河川幽玄川改修工事の事業用地と、同事業に伴い移転する地権者へ売却することとなり、売却価格算定のため土地評価業務委託を実施したところ、これに伴いまして、保有地の価格、現在の簿価と言いますか、それが確定したため、借入金との大きな差額が出たことから、公社の健全な運営を行うための経費として補助金を計上するものであります。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、幽玄川の横の今までまちなみ情報センターの駐車場に貸してた土地ですよね。それを工事用で一部削る。その向こう側にある家が移転対象になって、その人の代替地としてそこを提供する。そのための費用と差額を振ってるとのことなの

かなと思うんですけど。

まちなみ情報センターの駐車場に貸してるということは、市が駐車場代を公社に払ってたという経緯ですよ、違うのかな。その収入がなくなるわけです、その辺の関係もあるんでしょうか。

○長田共永委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 まちなみ情報センターの保有地につきましては、市で借りておりましたが使用料についてはいただいております。

今回のものにつきましては、あくまでも土地の評価を行ったことによって、土地の価格が下がったというところで、その分と借入金の差額について補助金をいただくものになります。

以上です。

○長田共永委員長 続けてお願いします。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 同じく 8 款 4 項 1 目都市計画総務費、都市計画一般事務経費、41 ページです。

賃借料の内容と確定の経緯をお伺いします。

○長田共永委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 賃借料の内容につきましては、まちづくり推進室等の土地使用賃借料となります。

具体的には、本施設の使用申請があった場合は、新城市公有財産管理規則に基づき、賃借料を算定して、申請者の方にお支払いいただいております。しかしながら、まちづくり推進室等の土地につきましては、新城市土地開発公社と市と土地使用賃貸借契約を締結し、無償で借り受けていることから、新城市土地開発公社との協議により、使用者の土地の賃借料は市から新城市土地開発公社へ支払うものでございます。

確定の経緯につきましては、新城市土地開発公社との協議によりまして、支払いは年度末としておりまして、土地の賃借料が確定し

たため、今回、補正の予算計上を行いまして、新城市土地開発公社へ支払うものでございます。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 まちづくり推進室というと、新城駅の北側の、昔メイセイさんの事務所があったとこだと思うんですけど、その隣に工場があって、そこも何ていう店だったかな、忘れたけど、工場貸してて、そこからの収入かなりあったんですけど、今出られちゃって収入がなくなってしまって、あれだけの空き地がずっと放置されてるわけですけども。

あれは、何用地だったかな、目的は何だったか度忘れしてしまったな。とにかく、どこかの事業、区画整理だか、道路拡張とか何かの用地ということだったと思うんですけど、それ以降ずっと放置されて、収入もなくなってしまった土地を市が賃借料を払う、差額分払う。よく分からんけど、別にさっきはまちなみ、幽玄川の横のやつは市がただで借りてたけど、こっちは支払うという、その辺はどう区別してるのか、何でそっちは、さっきのは無料でこっちは有料なのか、その辺を説明してください。

○長田共永委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 まちづくり推進室の土地については、新城駅の周辺整備用地として取得をさせていただいたものでございます。

これまでは、行政財産として管理をしてあったんですけども、令和5年度に財産の見直しを行いまして、普通財産として管理をしていくことといたしましたので、令和6年度からは公有財産管理規則に基づいて賃借料をいただいているということになります。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 10款4項3目文化財保護費、史跡長篠城跡整備事業、45ページです。

駐車場候補地選定の経緯と物件調査の内容をお伺いします。

○長田共永委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 現在、保存館及びその駐車場は史跡内に立地しているため、令和2年3月に作成いたしました史跡長篠城跡保存活用計画に基づきまして、史跡外に出すよう計画をいたしております。

このため、来訪者の利便性を確保し史跡指定地に隣接し、唯一まとまった用地として確保できる見込みのある場所を選定し、令和7年度境界確定などを行うための測量を行いました。今後、用地の購入に向けまして、土地の不動産鑑定とそこに建つ木造建物4棟と立木を含む附帯工作物の物件調査を行う予定であります。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 資料でいただいた赤線で囲った中だということだと分かりますが、測量も既に行ってて、物件調査ということで木造の建物、店舗、お祭りのときなんか営業されてるような店舗が確かあったと思うんですけど。その物件補償的な鑑定だとか、土地鑑定だということと理解しました。

駐車場を移転するということ、そうすると、もともとあった駐車場は、それでは更地にして、素人なもんで、草を生やかすのかよく分かりませんが、もともとの駐車場はどういう扱いにするのかということと、そもそもその史跡保存館自体はどこへ持っていくのか。駐車場から離れたところへ持っていくわけに

はいかないので、この近隣ということになると思うんですが、その辺のことも含めて経緯を再度お願いします。

○長田共永委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 現在の駐車場につきましては、土地の購入後、新たな駐車場の整備が行われるまでは現状のまま利用するように考えております。

現在の駐車場の地下には、堀等の遺構があるということが分かっております。こうしたことも踏まえまして、駐車場跡地の利活用につきましては、長篠城の魅力を増すような整備基本計画というものを今後、立てていくような必要があるかと思っておりますので、その中にくたっていくたいと考えております。

また、保存館につきましても、保存館の下には、やはりお堀等が含まれております。今後、長篠城跡の全体の整備の基本となるような、先ほど申し上げました整備基本計画を作成していく中で、新しい保存館の機能や役割、規模等を、それから建てる場所等について検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 将来的には、当然そういうことになると思うんですけど、現状の駐車場想定位置からそんなに離れたところには持っていくようがないと思うんですけど、この駐車場予定地の周辺って、写真見るとそんなに空いてるとこないけど、この辺どっかなのかって勝手に想像してますけど、その近辺ということで、現状は位置については白紙ということですのでよろしいですか。

○長田共永委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 長篠城にお見えになるお客様がやはり大勢おられます。そこから保存館にしても、駐車場にしても距離を遠くに建設するということはやはりお客様の利便性を欠くものになりますし、それから長篠城跡の保全ということを考えてときに、あ

まり遠い場所ではなくてこの周辺にやはり建てていきたいなと考えております。

そういったことも含めまして、整備基本計画の中で検討してくたっていくたいと思っております。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

2 番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第23号議案です。

10款 1 項 3 目教育指導費、教育支援センター推進事業になります。41ページです。

1、あすなる教室への寄附金10万円を活用した備品購入とありますが、内容を伺います。

2 点目は、どのような経緯で寄附金が寄せられたものなのか伺います。

○長田共永委員長 安井学校教育課長。

○安井研二学校教育課長 では 1 点目、お答えします。

内容につきましては、備品購入の内容ですがあすなる教室における G I G A 端末整備として、大型モニターとスタンド、Apple TV の購入に約 9 万円、あすなる教室入り口へのステッカー型の看板設置費用として約 1 万円を予定しております。

続いて、2 点目の経緯ですが、小学生の頃からあすなる教室に通っていた現在、高校 3 年生になるお子さんの保護者の方から、子どもたちを温かく見守り、応援し続けてくれるあすなる教室という場所が、これからも守られ、さらに支援の輪が広がっていくことを願っていますというお話をいただき、寄附の申出がありました。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。寄附の経緯もよく分かりました。

やはり、こういったあすなる教室のモニターとか、ネット環境も含めてですけど、そう

いった設備品というのは、引き続きやっぱり利用者の生徒さんから見れば必要なものだと判断してというところだと思いますが、そこら辺の認識、またこういったものが必要だと思ったと思うんですが、そこら辺の経緯を含めて伺いたいと思います。

○長田共永委員長 安井学校教育課長。

○安井研二学校教育課長 やっぱり環境を整えるということですが、今回Apple TVなども入れさせていただきます。そうすることによって、必要に応じて協働的な学びができるようになりまして、そうすることでコミュニケーション能力の向上も図れますし、またプレゼンテーション能力の向上も図れるかなと思います。

こういった力で子どもたちの力を伸ばし、高校など上級学校に行ったときに必要な力、少しでも伸ばせたらと考えております。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こういったよりよい環境、また皆さんが使いやすいような環境にしていただければと思います。

こういった寄附金が寄せられた経緯も聞かせていただいて、あすなろ教室というのは大事な場所だなということもよく分かりましたので、ぜひ引き続き充実に向けてお願いしたいと思います。

引き続き、質疑に行きたいと思います。

10款4項3目文化財保護費、史跡長篠城跡整備事業、45ページになります。

2点ありますが、1点目は先ほどの滝川委員の質疑で分かったので、取り下げたいと思います。

2点目の507万9千円の内訳を伺いたいと思います。

○長田共永委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 内訳でございますが、不動産鑑定業務委託料といたしまして41万5千円、木造建物4棟と立木を含む工作

物の物件調査業務委託料が466万4千円でございます。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。こちらは、そもそも史跡の中の駐車場はつくってはいけないというような経緯の中で、移転が必要だということで理解をいたしました。

ということでありまして、この移転先の物件の不動産鑑定とか、そういった移転先の所有者の人はもちろん承諾しているかと思いますが、そこら辺の承諾の状況だとか、あとは地元根付いた会館でもあるかと思うので、そういった変更についての地元の説明会含めて理解度というのはされてるのか伺いたいと思います。

○長田共永委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今年度、不動産の境界確定の立会いを所有者さんにしていただきまして、皆さん方、全て立会いに御協力いただけたというような形になっておりますので、決して売却に関して否定的な考えをお持ちでないと考えております。

それから、地域への説明に関しましては、まだ具体的に保存館をどういうふうにするかとか、長篠城をどういうふうにしていくかということをこれから、先ほど申し上げた整備基本計画等で記していく、うたっていくような形になってまいります。

その中で地域の代表の方、例えば長篠合戦のぼりまつりの奉賛会とか、そういった方々や大学の先生方に入ってください、どのような整備が一番望ましいかということ、今後つくっていくというような形になってまいります。その中で皆さん方の御意見等をいただきながらと思っております。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。前向きな検討を含めてまとめていかれたらなと思います。

1つだけ、そもそも論なんですけど、こういった史跡内の駐車場とかつくっているということが今問題にはなっているんですが、つくった当時、そもそも何でその場所につくってしまったのかという経緯、時間がたつにつれて法律が変わったとかそういったことがあるのかもしれませんが、そこら辺の状況が分かったら教えてください。

○長田共永委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 保存館が建って、ここで60年を超え、61年目、62年目に入るといような状況です。

古い保存館を建てるときの経緯と建てた当事者の方々が記録として残しているものを読んでいきますと、当初、保存館は本丸の中に建てる予定だったと書いてあります。それを、地域の方々がいろいろ考えていって、保存館、ああいった建物を本丸の中に建てるというのはやはり支障があるだろうということで、地域の方々がいろいろ検討していった結果、あの場所に建ったと聞いております。

それで、当然あの場所自身も史跡の中に入っております。この辺りは文化庁の当時の担当の方といろいろな議論を交わしたと書いてありますが、どういった議論が交わされたかというそういう細かいところまでは入っておりませんので、具体的にどのような対応をしたかというのは分かりません。

それから、駐車場に関しても、恐らく似たような経緯で今の場所に建ったのかなと思います。その当時は、ちゃんと文化庁とかそういったところと調整をしながらやったということがそういったところから読み取れます。

ただ、今現状としては、そういう文化財を守るという法律とか内容がだんだん厳しくなってきた、どういうふうにしたらちゃんと守れるかということを今、問われておりますので、そういった意味で60年前の考え方と今の考え方、文化財に対する考え方が変わったのかなと考えております。

以上です。

○長田共永委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第23号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第23号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第23号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案 令和7年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から第29号議案 令和7年度新城市作手財産区特別会計補正予算（第2号）までの6議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本6議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本6議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第24号議案から第29号議案までの6議案を一括して採決します。

本6議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第24号議案から第29号議案までの6議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案 令和7年度新城市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第30号議案です。

債務負担に関する調書につきまして、上下水道料金システム改修業務委託料、3ページですけど、基本料金免除を見据えた改修かお伺いします。

○長田共永委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 上下水道料金システムの改修につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、水道料金の基本料金を免除するために必要な改修を行うものです。

以上です。

○長田共永委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それは承知してたんですけど、その改修の内容というのが今回スポット的なことに対する改修のレベルなのか、今後こういうことが起きてもいつでも新たな改修を行わなくても、2か月でも3か月でも、また逆に少なくなっても対応できる改修なのか、基本料金免除だけの改修に終えるのか、ほかのことも、例えば料金改定だとかいろんなケースもあると思うんですけど、そういうことも含めて対応できる改定なのか、その辺のシステム改修のレベルをお伺いします。

○長田共永委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 今回のシステム改修の内容につきましては、基本料金のみではなく、今後こういった水道料金の減免があった場合に備えまして、基本料金、従量料金を含めて減免の対応ができるような改修の内容となっております。

以上になります。

○長田共永委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 第30号議案の令和7年度新城市水道事業会計補正予算（第1号）の第2条の1ページです。

上下水道料金システム改修業務委託料の内訳と改修期間をお願いします。

○長田共永委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 システム改修の内訳につきましては、水道料金の基本料金を免除するために必要な改修に係ります作業員の人件費などをシステム会社に委託するものです。

改修の期間につきましては、6か月を予定しております。

以上になります。

○長田共永委員長 白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 6か月というと、ちょっと長いと思うんですけど、一応、物価高騰の支援金でやるということで、今度その内容について今年の12月期と来年の2月期という形になるんですけど、それはちょっと時間がかかり過ぎるのかなと思うんですが、6か月というのは必ず必要な時期なんですか。

○長田共永委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 担当部局としまして、可能な限り早い時期での実施をしたいとは考えておりましたが、システム会社との打合せの結果、6か月間は必要であろうということとして、確実に実施できる時期として今年の12月期と来年の2月期というような設定をしております。

以上です。

○長田共永委員長 白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 なるべく早くやっていただきたいと思います。

以上です。

○長田共永委員長 改めて言いますが、質疑ですので、自分の意見は言わないということ、これはもう最初に多分、各委員会の委員さん

に教えていただいていることだと思いますので、それだけは委員会として守っていただければと思います。

白頭聖志委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第30号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第30号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第30号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後2時13分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 長田共永